

令和7年度 第3回庄原市総合教育会議 次第

と き 令和8年3月27日（金）15:30～

ところ 庄原市役所本庁5階第2委員会室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

（1）第3期庄原市教育振興基本計画及び庄原市教育大綱の策定について【資料1】【別紙】

（2）「学校における働き方改革取組方針（庄原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）」の報告について 【資料2】【資料3】

4 その他意見交換 【資料4】

5 閉会

庄原市総合教育会議構成員名簿

職 名	氏 名
庄 原 市 長	八 谷 恭 介
教 育 長	牧 原 明 人
教育委員会委員 (教育長職務代理者)	横 山 和 明
教育委員会委員	立 花 有 佐
教育委員会委員	捻 金 宏 昭
教育委員会委員	渡 部 要

第3期庄原市教育振興基本計画及び庄原市教育大綱の策定について

1. 趣旨

本市の教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第2期庄原市教育振興基本計画」（以下、「第2期計画」という。）の計画期間が令和7年度で終了することから、今後も計画的かつ継続的に教育行政に取り組むため、令和8年度を始期とする「第3期庄原市教育振興基本計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定する。

合わせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する大綱については、第3期計画の策定に伴い、同計画に定める基本事項部分（基本理念及び基本目標）を、「庄原市教育大綱（以下、「大綱」という。）」に位置づける。

2. これまでの経過

- 令和7年7月25日 令和7年度第1回総合教育会議において、第3期教育振興基本計画の基本事項部分を大綱とする方針を決定
- 令和7年12月18日 令和7年度第2回総合教育会議を開催
- 令和8年3月23日 令和8年第2回市議会定例会において、第3期庄原市長期総合計画の基本構想及び基本計画が議決
- 令和8年3月27日 令和8年第4回教育委員会において、第3期庄原市教育振興基本計画の策定を承認
令和7年度第3回総合教育会議において、大綱の策定について協議

【参考】教育振興基本計画及び大綱の策定の変遷

H27年度	総合教育会議において、庄原市教育振興基本計画の基本事項部分を市の大綱として位置付けること で了承
H28年度	庄原市教育振興基本計画（期間：H28年度～R2年度） 庄原市教育大綱（期間：H28年度～R2年度）※大綱の期間は、市教育振興基本計画の計画期間
R2年度	総合教育会議において、第2期庄原市教育振興基本計画の基本事項部分を市の大綱として位置付けること で了承
R3年度	第2期庄原市教育振興基本計画（期間：H3年度～R7年度） 庄原市教育大綱（期間：R3年度～R7年度）※大綱の期間は、市教育振興基本計画の対象期間

2. 第3期計画及び大綱について

（1）期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

（2）位置づけ

○教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、本市の教育行政を推進するための基本的な方針などを示す。

○第3期庄原市長期総合計画との整合を図り、本市教育行政における各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とする。

○本計画に定める基本理念及び基本目標などについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する「大綱」に位置づける。

(3) 策定根拠

○第3期計画：教育基本法第17条第2項

○大綱：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

■教育基本法（平成18年法律第120号）【抜粋】 （教育振興基本計画） 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）【抜粋】 （大綱の策定等） 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。 ■平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知【抜粋】 地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
--

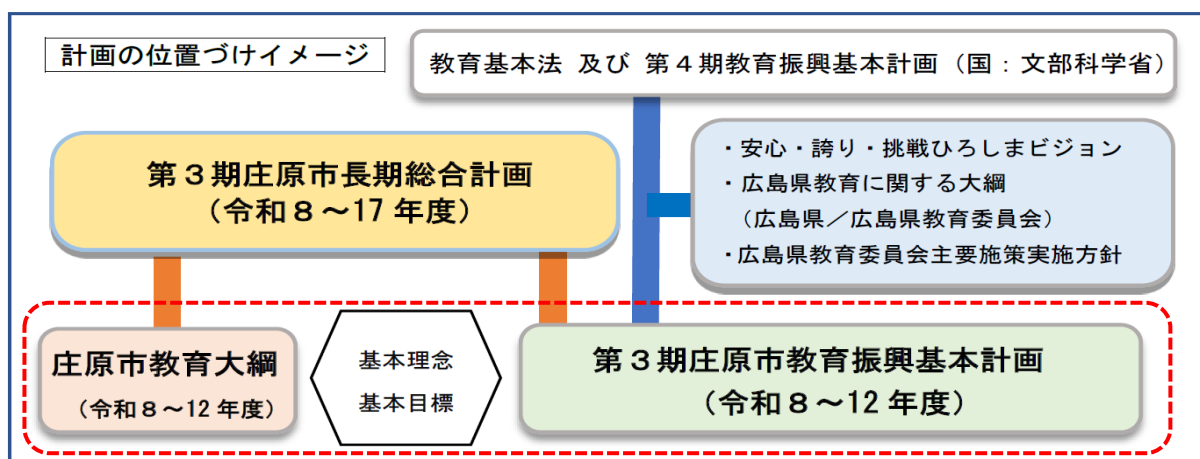
■法的根拠と位置づけの整理

区分	庄原市教育振興基本計画	庄原市教育大綱
根拠法令	教育基本法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
政策主体	地方公共団体	地方公共団体の長 ※総合教育会議で協議
範囲等	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（努力義務）	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（必須）

3. 計画の体系図

庄原市教育振興基本計画は、教育施策を総合的・計画的に推進するための計画であることから、市の最上位計画である庄原市長期総合計画と整合を図り、教育分野における基本理念や基本目標を具体化するものである。各計画と大綱の位置づけは、次の図のとおりである。

また、長期総合計画における政策の3つの柱、施策領域（施策）と教育振興基本計画における基本施策及び主な取組の関連性については、別紙（関連表）のとおりである。



4. 第3期計画の構成並びに基本理念及び基本目標

(1) 構成

① 第2期計画の取組と成果・課題

第2期計画での施策の基本方針ごとに取組の成果と課題の検証

② 本市の目指す教育の姿

本市が目指す教育の基本理念に基づき、「学校教育」「生涯学習・社会教育」「芸術・文化」「スポーツ」「家庭・地域の教育力」の5つの分野ごとの基本目標を掲げ、その実現に向けた施策の基本方針と主な取組を示す。

③ 今後取り組む事業・施策

第3期計画で定めた5つの基本目標ごとに「基本的な考え方」「主な取組」「目標指標」を掲げ、今後取り組むべき具体的な施策等を定める。

④ 施策の推進

計画を推進するにあたり必要な「計画の周知と情報の収集・発信」「計画の推進体制」「計画の進捗管理」について示す。施策の推進にあたっては、R P D C Aサイクルの考え方に基づき、点検・評価を行いながら、事業の充実・改善を図る。

(2) 基本理念

ふるさとの学びを原動力として高い志を持ち続け活躍できる人材の育成

庄原市は、広島県北部の中国山地に位置する豊かな自然に包まれているまちです。また、さとやまに息づく知恵とたくましさ、助け合いと温かさの文化があるまちです。

平成17年3月に1市6町が合併して誕生した本市は20年が経過しました。この間、人口減少、少子高齢化の傾向は、ますます加速化されてきており合併時と現在を比較すると、人口は1万4千人減の約3万人、年間の出生数は320人余りから110人前後へ、高齢化率は36%から45%になっています。

さらにグローバル社会やSociety5.0の時代を迎え、また予測困難な感染症や異常気象などの影響により、私たちを取り巻く生活や社会、地域や家庭状況が大きく変貌している実態があります。今後も激しく変動していく社会が予想されています。

こうした環境のなかで本市では、「第3期庄原市長期総合計画」に目指す将来像「安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち」を掲げ、その実現のために3つの施策の柱「安心な暮らしの充実」「将来に未来がつながっていく仕組みづくり」「市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成」を設定しています。

あらゆる分野の力となる源泉は「人」です。

「私たちのまち」を創る根幹も「人」であり、「人材育成」は、欠かすことのできない最重要課題です。

まさに「教育」の力が、私たちのまちを支え、活気づけ、動かすエンジンの役割を担っており、その取組が一人一人の個性や能力も開花・成長させ、発展していく社会の礎となります。

本市の教育理念は「ふるさとの学びを原動力として高い志を持ち続け活躍できる人材の育成」としています。この理念のもと様々な教育活動に力を注ぎます。

いっどこにいても、どのような環境にあっても、ふるさと庄原の学びや体験が心の支えとなり原動力となる教育を創造する必要があります。さらに、未来を切り拓く新たな価値を創り出し、課題解決や目標達成に向けて果敢に挑戦する意欲、乗り越えようとする姿勢を培うことが肝心です。

特に、将来を担う子供たちの成長を願い、豊かな心を土台として、知力・体力、コミュニケーション能力などを高めることをはじめ、すべての教育の出発点である「家庭教育」や深い学びの実現に向けて実践する「学校教育」の質を高めていくこと、また、市民の皆様のやりがいや生きがいを生み出す「生涯学習」「芸術・文化・スポーツ活動」などを、充実・向上させていくことが大切です。

このような市全体の教育力向上につながる取組を積極的に重ね、ふるさと愛や一体感の醸成につながる教育を創っていき、一人一人の夢や目標が膨らみ実現に向かって進むこと、また、ふるさとを思い貢献する人材育成をめざすこと、さらに、将来像に向けて、学びから喜びと誇りが生まれる取組を推進します。

(3) 基本目標

本市教育の基本理念に基づき、「学校教育」「生涯学習・社会教育」「芸術・文化」「スポーツ」「家庭・地域の教育力」の5つの施策分野ごとに基本目標を掲げ、その実現に向けて、各施策を総合的に推進します。

基本目標1 学校教育の充実

ふるさとを愛する心を持ち、主体的に学び続ける児童生徒の育成

変化が激しい社会の中で、自らの夢や目標を実現するために主体的に学び続け、他者と協働しながら、質の高い深い学びを目指した教育活動を推進するとともに、ふるさとに愛着や誇りを持ち、健康で活力のある態度を養う教育の充実を図ります。

基本目標2 生涯学習・社会教育の充実

生涯にわたる学びを通じた人づくり

人生100年時代や社会の変化に対応し、市民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続け、豊かな人生と自己実現を図るとともに、学習効果を社会参画や地域づくりに生かし、持続可能な社会の形成を目指します。

基本目標3 芸術・文化の推進

芸術・文化活動の創造と歴史文化資源の保存・活用

多様な芸術・文化に親しむ機会の充実を図るとともに、地域の芸術・文化活動の創造と歴史文化資源の保存・継承・活用を推進し、博物館・資料館の充実を通じて地域文化の振興を目指します。

基本目標4 スポーツの推進

生涯にわたり親しむスポーツの推進

スポーツを通じて、健康や体力の保持増進、介護予防の推進を図るとともに、地域のつながりを深め、市民一人一人が目的や志向に応じて生涯にわたり親しむ「市民ひとり1スポーツ」を推進し、豊かなスポーツライフの実現を目指します。

基本目標5 家庭・地域の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携・協働

すべての教育の基盤である「家庭教育」の重要性を踏まえ、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子供の成長を支え、健やかな育ちと学びを育む取組を推進します。

【第3期庄原市長期総合計画との関連表】

※長期総合計画 施策欄の「※○」は、教育振興基本計画の『主な取組』の番号。番号がない場合は基本施策全体

第3期庄原市教育振興基本計画			第3期庄原市長期総合計画		
基本目標	基本施策	主な取組	柱	施策領域	施策
1 学校教育の充実	(1) 確かな学力の定着・向上	①主体的に学び考える教育の推進	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-2) 義務教育の充実
		②読書活動の推進			
		③外国語教育（活動）の充実			
	(2) 豊かな人間性の育成	①道德教育の充実	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-2) 義務教育の充実
		②生徒指導・教育相談体制の充実			
		③体験活動の充実	1 安心な暮らしの充実	1 子ども・子育て	(14-5) ふるさとへの愛着を育む学びの充実 ※③④
		④芸術教育の充実			(1-1) 子育て支援の充実 ※② (1-3) 子どもの権利保護 ※②
	(3) 健康・体力の保持・増進	①心身の健康保持増進	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-2) 義務教育の充実
		②安全教育の推進			
		③食育の推進	1 安心な暮らしの充実	3 ウエルネス	(3-1) 健康づくりの推進
		④体力づくりの充実			
	(4) 今日課題への対応	①情報化に対応した教育の充実	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-2) 義務教育の充実 (14-1) 幼児教育の推進 ※④ (14-3) 高等学校・大学との連携・支援 ※⑤
		②地域の教育力を活かした社会的自立に向けた教育の推進			
		③特別支援教育の充実			
		④幼保小中連携の推進			
		⑤県立学校との連携の推進			
		⑥コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の充実			
		⑦部活動の地域展開			
	(5) 教職員の資質向上	①教職員の人材育成	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-2) 義務教育の充実
		②教職員の服務管理の徹底			
		③学校における働き方改革の推進			
	(6) 学校教育環境の充実	①学校施設・設備の充実	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-2) 義務教育の充実
		②就学支援制度の充実			
		③遠距離通学児童生徒への支援	1 安心な暮らしの充実	3 ウエルネス	(1-1) 子育て支援の充実 ※②
		④学校給食の充実			
		⑤今後の学校のあり方の検討			

2 生涯学習・社会教育の充実	(1) 生涯学習活動の推進	①生涯学習機会の提供	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成 1 安心な暮らしの充実	15 リカレント教育の推進 14 次世代教育 7 自治・協働の推進 8 ダイバーシティ・インクルージョン	(15-1) リカレント教育の推進 (14-3) 高等学校・大学との連携・支援 ※① (7-1) 自治・協働の推進 ※①③ (8-1) 人権尊重社会の実現 ※②
		②人権教育の推進			
		③地域課題等に対する学習活動の推進			
		④生涯学習情報の収集及び発信			
	(2) 読書環境の充実	①図書館機能の充実	1 安心な暮らしの充実 3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	3 ウエルネス 14 次世代教育 15 リカレント教育の推進	(3-2) 生きがいづくりの促進 (14-2) 義務教育の充実 ※② (15-1) リカレント教育の推進※①
		②子供の読書活動の推進			
3 芸術・文化の推進	(1) 芸術・文化活動の推進	①芸術・文化意識の高揚	1 安心な暮らしの充実 3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	3 ウエルネス 14 次世代教育 17 ふるさと愛・誇り	(3-2) 生きがいづくりの促進 (14-5) ふるさとへの愛着を育む学びの充実 (17-2) 芸術・文化・スポーツで活躍する人材育成
		②文化団体等の支援			
		③芸術・文化施設の活用促進			
		④部活動の地域展開			
	(2) 文化財の保存・活用	①文化財の保護・管理の推進	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	17 ふるさと愛・誇り 14 次世代教育	(17-3) 歴史・伝統文化の継承 (14-5) ふるさとへの愛着を育む学びの充実 ※③
		②文化財の活用推進			
		③文化財の継承・啓発			
		④埋蔵文化財への対応			
	(3) 博物館・資料館の活用	①博物館・資料館機能の充実	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	17 ふるさと愛・誇り	(17-2) 芸術・文化・スポーツで活躍する人材育成 (17-3) 歴史・伝統文化の継承
		②連携・啓発事業の展開			
4 スポーツの推進	(1) スポーツ活動の推進	①地域スポーツの推進	1 安心な暮らしの充実 3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	3 ウエルネス 14 次世代教育 17 ふるさと愛・誇り	(3-2) 生きがいづくりの促進 (14-5) ふるさとへの愛着を育む学びの充実 (17-2) 芸術・文化・スポーツで活躍する人材育成
		②スポーツ団体の育成・支援			
		③総合型地域スポーツクラブの充実			
		④競技力向上・ジュニアスポーツの推進			
		⑤障害者スポーツへの支援			
		⑥部活動の地域展開			

	(2) スポーツ環境の充実	①社会体育施設の利用促進 ②学校体育施設の活用 ③学校・家庭・地域のネットワークづくり	1 安心な暮らしの充実	3 ウエルネス	(3-2) 生きがいづくりの促進
5 家庭・地域の教育力の向上	(1) 教育風土の醸成	①地域理解を深める教育活動の推進	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成	14 次世代教育	(14-4) 家庭・地域の教育力の向上
		②教育に対する理解・関心を深める活動の推進			(14-5) ふるさとへの愛着を育む学びの充実
		③地域社会に貢献できる人材の育成			(14-4) 家庭・地域の教育力の向上
	(2) 家庭・地域と一緒に取り組む教育活動	①家庭の教育力の向上	3 市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成 1 安心な暮らしの充実	14 次世代教育 7 自治・協働の推進	(14-4) 家庭・地域の教育力の向上 (7-1) 自治・協働の推進 ※②
		②地域の教育力の向上			
		③放課後の子供の育成			

学校における働き方改革取組方針

(庄原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和 8 年 3 月改定

庄原市教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに激しく変化する社会を生き抜くための資質・能力を身につけることが求められている。

本市においても、情報化やグローバル化、少子高齢化がますます進み、急激に変化する社会環境となっており、ふるさと庄原の学びや体験を基盤とした力が、どこにいても、どのような状況にあっても、心の支えとなり、原動力となるような教育を創造している。また、未来を切り拓く新たな価値を創り出し、課題解決や目標達成に向けて果敢に挑戦する、さらに乗り越えようとする姿勢を培う教育活動を推進している。

また、令和2年、新型コロナウイルス感染症による脅威が世界中に広まり、感染症防止に向けて、新しい生活様式を踏まえた日常生活が始まった。令和5年5月からは感染法上の位置付けが5類感染症へと移行したが、これまでの取組を振り返る中で、できないという選択ではなく、「どうしたらできるか」「工夫してやってみる」ということを基本に考え、現状を改善しながら前に進む姿勢が求められている。

これらの取組を進める中で、教員に求められる役割や期待は膨らむとともに、業務は多様化、肥大化している傾向にある。このような状況を鑑み、教員としての専門性を生かしながら、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの専門性を高める研修の時間、児童生徒と向き合う時間などの確保・取組によって、児童生徒に対して、より効果的な教育活動ができるよう、教員の健康管理や、やりがい、魅力を確保しつつ、個々の取組を見直し、学校の業務改善を図る取組を進めてきた。こうした取組により、一定の成果が見られる一方、教員の目標にしている時間外在校等時間の解消には至っていない。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速する中、本市教育委員会としても、学校における働き方改革を推進するため、本取組方針を策定し、引き続き、改善が進むよう取組を進める。

1 取組方針の策定の趣旨

教員は、一人一人の児童生徒に力をつけるため、教材研究等を意欲的に行い、授業や学校行事等の取組の充実を図ってきているが、これらのこと以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、地域や保護者等からの意見・要望への対応など、教員に求められる役割が肥大化しており、こうした状況が教員の在校等時間増大の要因になっていると考えられる。

教員の勤務時間等の改善に向け、本市においても、文部科学省から示された「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」や広島県教育委員会から示された「学校における働き方改革取組方針」を参考にしながら、令和元年5月に取組方針を策定し、庄原市立学校における働き方改革を推進してきている。

一方で、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、令和2年1月には、ガイドラインが法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として示された。また、広島県教育委員会においても、「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部が改正されるとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において在校等時間の上限が定められた。

上記の国、県の動きを踏まえ、本市においても、令和2年3月に「庄原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、取組を推進してきた。また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和7年6月18日に公布され、令和8年4月1日から施行されることとなった。本法律の第8条に基づき、「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

2 令和7年度の取組状況

「働き方改革」の具体については、令和7年度も「市教育委員会が取り組むこと」と「学校が取り組むこと」に分け、取組を進めた。

市教育委員会においては、引き続き、市主催研修会の見直し、働き方改革に係る研修や校長面談の実施、週2日の部活動休養日の設定、夏季及び冬季一斉閉庁の実施、教職員のストレスチェック実施、学校への送付文書の精選、教職員個々の在校等時間の実態把握など実施した。

また、各学校においても、継続して取り組んだこととして、計画的・効率的な業務遂行に向けた取組、週1日の定時退校日の取組、週休日出勤（在校時間）の縮減、教職員個々の退校時刻の設定、日課の見直し、学校行事等の精選、学校の開錠時刻・施錠時刻の見直しなどがある。

そのような取組の中、令和7年度（2月まで）、教職員の勤務時間外の上校等の月平均は、小学校32時間2分、中学校44時間6分であった。勤務時間外の上校等時間が1箇月当たり45時間以下の教職員の割合は、小学校76.5%、中学校57.0%、80時間以上の教職員の割合は、小学校0%、中学校4.4%であった。

令和2年度から3年度は一斉臨時休業等とした月数があることから、単純な比較はできないが、令和6年度と新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の4月から2月までの各学校における勤務時間外の上校等時間の平均を比較すると、全ての小学校、中学校において上校等時間の減少が見られた。

タブレット端末の効果的な活用やデジタル教科書の導入など、新しい教育内容への対応が求められていること、新規採用者をはじめ、若年層教員が増加し、教材研究や生徒指導、学級経営等に係る指導や助言、研修が必要であること、保護者対応に困難を要する場合が増加していること等の実態があるが、小中学校ともに、計画的・効率的な取組を心がけて着実な実践を行っており、全体として改善傾向にある。しかし、中学校においては、部活動指導の時間、生徒指導上の諸問題対応、保護者対応などにより、上校等時間が長くなっている教員が一定数いる。

【勤務時間外上校等時間の月平均】

※4月から2月の状況

	月ごとの平均時間		45時間以下の教職員の割合		80時間以上の教職員の割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和7年度	32時間2分	44時間6分	76.5%	57.0%	0%	4.4%
令和6年度	31時間53分	46時間13分	83.4%	50.9%	0%	8.2%
令和5年度	33時間17分	50時間20分	76.1%	42.7%	0%	10.9%
令和4年度	32時間53分	50時間08分	81.1%	45.7%	0%	10.3%
令和3年度	34時間34分	47時間40分	76.5%	48.7%	0%	2.5%
令和2年度	34時間22分	48時間20分	81.3%	41.0%	0.4%	5.1%
令和元年度	39時間31分	54時間47分	68.9%	27.8%	0%	8.7%

3 期間

令和 8 年度から令和 11 年度

4 在校等時間等の目標（上限等）

（１）在校等時間

次のア及びイに掲げる時間から、ウ及びエに掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。（休憩時間は、勤務時間の割り振りの中で確保しているが、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間がある場合、その時間も含む。）

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間をいう。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

（２）上限時間

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という）について、次のア又はイに掲げる時間の上限の範囲内となるよう努力する。

また、教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、ワーク・ライフ・バランスや働きがいのある職場環境づくりに努める。

ア 目標

（ア） 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする

（イ） 1 年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合を 100%にする

イ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合、アにかかわらず、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

（ア） 1 年について 720 時間以下

（イ） 1 箇月について 100 時間未満

（ウ） 1 年のうち 1 箇月において 45 時間を超える月数について 6 月以下

（エ） 連続する 2 箇月から 6 箇月までのそれぞれの期間の 1 箇月当たりの平均について 80 時間以下

(3)「働きがい」に関する目標

「仕事に働きがいを感じている」教育職員の割合を 90%以上にする。
(令和 7 年度 89.3%)

5 取組内容

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 支援員・講師等の配置

教員の業務を補助する支援員・講師等を引き続き配置することにより、学校の円滑な運営を支援する。

- 学校司書
- 特別支援教育支援員
- 教科指導に係る非常勤講師

イ 校務支援システム等 I C T の活用促進

児童生徒の学籍、出欠席、成績処理などの情報を統合的に管理する校務支援システムの効率的な運用を図る。また、その他 I C T 機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

ウ 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

- (ア) 学校が作成する各種計画や市教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。
- (イ) 新たな業務を付加する場合には、過度な内容等とならないよう配慮する。

エ 研修の充実等

教員のニーズや関心、教育実践の成果、課題等の視点を踏まえ、効果的な研修の在り方や精選、実施時期など、充実に努める。

オ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりの検討を進める。

カ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- (ア) 児童生徒が取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ派遣や、各学校からの要請に応じて支援が必要な児童生徒に係り専門家による巡回相談を行う。
- (イ) 令和 9 年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を

整備すること等により、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

キ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

(ア) 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。

(イ) 勤務時間外の電話対応などに係る教員の業務軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

(2) 部活動指導に係る教員の指導のあり方

ア 適切な休養日の設定、活動時間の徹底

市教育委員会が示した「部活動の方針」を踏まえ、部活動休養日や活動時間の見直し・改善を図る。

イ 外部人材を活用した取組

各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材の確保・活用に努める。

ウ 効果的な練習方法等の研修の実施

県が主催する研修会へ、教員の積極的参加を促す。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

(ア) 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

(イ) 校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を進める。

(ウ) 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

(エ) 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

イ マネジメント研修の充実

管理職研修等において、カリキュラム・マネジメントや組織マネジメントに関する研修の充実を図る。

ウ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 学校における勤務時間管理の徹底

- (ア) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、勤務時間管理表等を活用し、教職員・管理職・市教育委員会が勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。
- (イ) 全教職員が、勤務時間管理表に、毎日、在校等時間の開始時刻・終了時刻を確実に入力する。
- (ウ) 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。
- (エ) 管理職は、把握した状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。
- (オ) 休憩時間の適正な確保を徹底する。
- (カ) 市教育委員会は、心身の健康問題についての相談窓口を設置するとともに、勤務時間が一定時間を越える教職員に対して、必要に応じ、管理職及び該当職員と面談する。

イ 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

ウ 一斉閉庁期間の設定

8月のいわゆるお盆前後の一週間を夏季一斉閉庁日、年末年始の12/28及び1/4を冬季一斉閉庁日として設定する。

エ 教職員の働き方に対する意識改革

- (ア) 教職員が毎日、在校等時間の開始時刻・終了時刻を入力することで自分自身の勤務時間を管理するとともに、各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を設定することなどを通じて、長時間にわたる在校等時間の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。
- (イ) 日常的に業務改善に係る取組を出し合ったり、研修や会議等の設定時間を改善したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

(ウ) 教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方改革に対する意識の醸成を図る。

オ 持ち帰り業務

持ち帰り業務については、在校等時間に含まれるものではないが、本来、持ち帰り業務は行わないことが原則である。上限時間を守るために、持ち帰り業務が増加することのないように努める。

6 フォローアップ

取組の着実な推進を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、庄原市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。また、勤務実態把握や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して ～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように
するため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進める
ための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改革
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- **部活動の地域展開等の推進**



学校



● 業務の精選・見直し

- ・ 学校における**業務分担**の見直し
- ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
- ・ **校務DX**の加速化 など

● 学校運営全体の中で 取り組み

- ・ **学校評価**を活用
- ・ **学校運営協議会**の仕組みを活用



地域・保護者

● 学校との**連携・協働**

- ・ **学校運営協議会**※2などを
通じた学校運営への参画

● 自治体全体で 取り組む

- ・ **総合教育会議**※3を通じた連携・協働



首長部局

学校の
指導・運営
体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とその他のための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

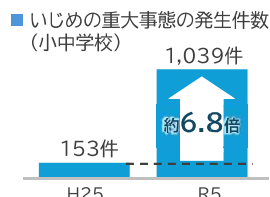
※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1 教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

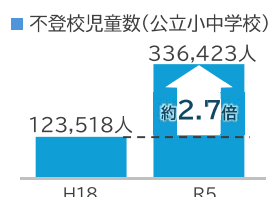
いじめ重大事態



外国人児童生徒

児童虐待

不登校



特別支援教育

子供の貧困

など

教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めること
が難しくなる可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
 - 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進
- など

学校の 指導・運営体制の 充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
 - 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現
- など

教師の 処遇改善

- 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ
(4%から10%まで段階的に引き上げ)
- など



3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

- ✓ 総合教育会議を活用した
教育委員会との連携

- ✓ 自治会や地元企業・団体等への
協力要請

- ✓ 学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進

- ✓ 学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（抜粋）

発令　　：昭和46年5月28日法律第77号

最終改正：令和7年6月18日号外法律第68号

改正内容：令和7年6月18日号外法律第68号[令和8年4月1日]

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

[昭和四十六年五月二十八日法律第七十七号]

第一条～第六条　略

（業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等）

第七条　文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（次条において「業務量管理・健康確保措置」という。）に関する指針（次項及び同条第一項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2　文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第八条　教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2　業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一　業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二　業務量管理・健康確保措置の内容
- 三　その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3　教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

4　教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5　都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則　略

令和 8 年度
庄原市
当初予算の概要



庄原市
SHOBARA CITY

『安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち』 の実現に向けて



令和8年度は、策定を進めてまいりました「第3期庄原市長期総合計画」の初年度に当たり、新たな計画に沿い、第一歩を踏み出す重要な年となります。

将来像として掲げた『**安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち**』の実現に向け、人口減少をはじめとする様々な課題を乗り越え、本市の持続的な発展と成長へ確実につなげていかねばならないと決意を新たにしましたところ です。

令和8年度予算においては、将来像の実現に向けた**3つの柱に沿う施策体系別の推進**を基本とし、従来の延長線上にとどまらない視点や客観的データの活用を通じて、実効性を高める施策として**5つのリーディングプロジェクト【P E A C E - f u l l (ピースフル)】**を新たに位置づけ、分野横断的に取り組むこととしています。

これらの事業は、直ちに効果が現れるものだけでなく、中長期的な視点で継続すべきものも含まれますが、いち早く着手することで、本市の強みと可能性を最大限に活かし、未来を明るく照らす道筋を示してまいります。

私自身、市長就任後、初めての予算編成に臨み、本市を取り巻く厳しい現実を改めて痛感いたしました。その上で、市民の皆様からの付託に応えるべく、新たな視点を取り入れた**「未来につながる予算」**となるよう編成に努めたところ です。

もっとも、予算に掲げる事業の推進は、行政の力だけでは成し得ません。市民、事業者、市議会をはじめ、庄原に関わる多くの皆様と手を携え、対話を積み重ねながら、未来につながるまちづくりを進めてまいります。

引き続き、市民の皆様には、本市のまちづくりに積極的なご参加を賜り、明るい未来に向けて共に歩んでいただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

庄原市長 **八谷恭介**

令和 8 年度予算案の特徴

－ 5 つのリーディングプロジェクト－

PEACE-full、始動。

第3期長期総合計画でめざす将来像

「安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち」を実現していくための3つの政策の柱「安心な暮らしの充実」「将来に希望がつながっていく仕組みづくり」「市民の期待に応え、将来を担う人的資源の育成」の各取り組みを着実に進めるとともに、分野横断的に5つのリーディングプロジェクトを実施することで、掲げる将来像の実現を加速します。そして、各プロジェクトに関連する言葉からプロジェクトの愛称を「PEACE-full（ピースフル）※」として取り組んでいきます。

※PEACE-full（ピースフル）は...
PEACE = 平和・安心。 full = 満ちているから作成した造語で、リーディングプロジェクトにより「平和で安心なまちづくりをさらに充実させ、未来につながる希望があふれるまちづくりを進めていく！」という思いを込めています。

1. 庄原ブランディングの推進

～庄原の魅力を発信し、市民の誇りと愛着を形成～

P 誇り (pride)

2. 食料とエネルギー自給の推進

～生き抜く力と豊かさを実現する仕組みづくり～

E 食とエネルギー (food and energy)

3. 観光の基盤産業化の推進

～観光消費額を増加させる戦略づくり～

A 観光客の誘致 (attract tourists)

4. 庄原版コンパクト+ネットワークの推進

～人口が減少しても持続可能な“まち”となるよう構造転換を推進～

C コンパクトなまち (compact city)

5. 地域の将来を見据え、子どもの進路実現をかなえる人材育成の推進

～教育環境の充実やキャリア教育等の実施でふるさとへの愛着を形成～

E 人材の育成 (expand and develop potential)

1. 庄原ブランディングの推進

～庄原の魅力を発信し、市民の誇りと愛着を形成～

庄原に関わる人が誇りと愛着を持ち、自ら魅力を発信することで、信頼と共感を市外に波及させ、庄原に「つながりたい」「行ってみたい」「住みたい」という人の流れを創出します。その成果を実感することにより、誇りと愛着、発信をより一層高め、さらなる成果を生み出すといった好循環を形成します。

730万円

取り組み内容

1. 庁内推進体制、市民参加体制の構築
2. 「シティプロモーション構想（仮称）」の策定
3. 「シティプロモーション構想」に基づく具体的事業の展開



令和8年度 事業実施内容

1) シティプロモーション構想の「策定」（730万円）

シティプロモーション構想の策定に係る支援業務委託、

「市民の誇り」と「移住・交流」を軸にしたプロモーションに係る先進地視察

1. 庄原ブランディングの推進

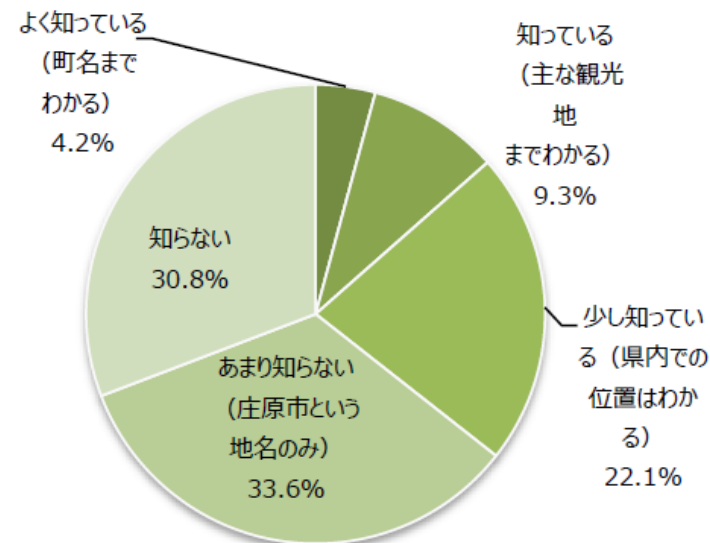
～庄原の魅力を発信し、市民の誇りと愛着を形成～

背景・現状・課題

- 人口減少（出生数の低下と若年層の流出が深刻）
- 観光客数・観光消費額に加え、ふるさと納税が低迷
- 庄原市の認知度は3割強で、特に観光地を知っている人の割合が低い
【庄原市の認知度：35.6%、観光地の認知度：13.5%
〔第2期庄原市観光振興計画アンケート調査〕】
- 「市民の愛着度」が10年前と比較し低下、「幸福度」も全国平均を下回る
【愛着度：市民59.4%（10.4ポイント低下）、中高生58.0%（0.6ポイント低下）
幸福度：10段階で...市民6.0・高校生6.0・全国平均6.5
〔第3期長期総合計画アンケート調査〕】
- まちづくり団体、事業者、学校など多様な主体との横断的な連携の不足

人口減少に伴う様々な影響 → 庄原の魅力が実感されない → 庄原への誇りが高まらない → 愛着度や幸福度の低下 → 若年層の流出 → 人口減少といった悪循環につながっています。こうした流れに歯止めをかけるための重点的な取り組みとして、本市の魅力を実感し、本市に関わる人の誇りと愛着を高めていく必要があります。

■「庄原市」の認知度(全体)



(n=1,261)

※WEB 調査より

出典：第2期庄原市観光振興計画アンケート調査

2. 食料とエネルギー自給の推進

～生き抜く力と豊かさを実現する仕組みづくり～

庄原市の強み⇒農業が盛んで、県内有数の農畜産物の生産地。豊富な水・森林資源。
こうした強みを活かし、生きていくために不可欠な食料とエネルギーの地産地消を実現する
仕組みをつくります。

この仕組みができれば食料とエネルギーの支出...「基礎支出※次ページ参照」を下げ、市民の皆さんの
経済的な豊かさの向上にもつながります。

取り組み内容

1. 市場に出回らない農産物を市民が低価格でシェアする仕組み（食糧費の低減）
2. 豊富なバイオマス発電や小水力発電の可能性と効率的な組み合わせ（光熱費の低減）

令和8年度 事業実施内容

1) 食糧費の低減（16万円）

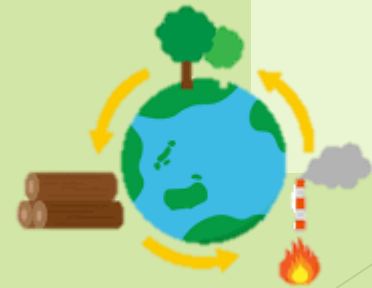
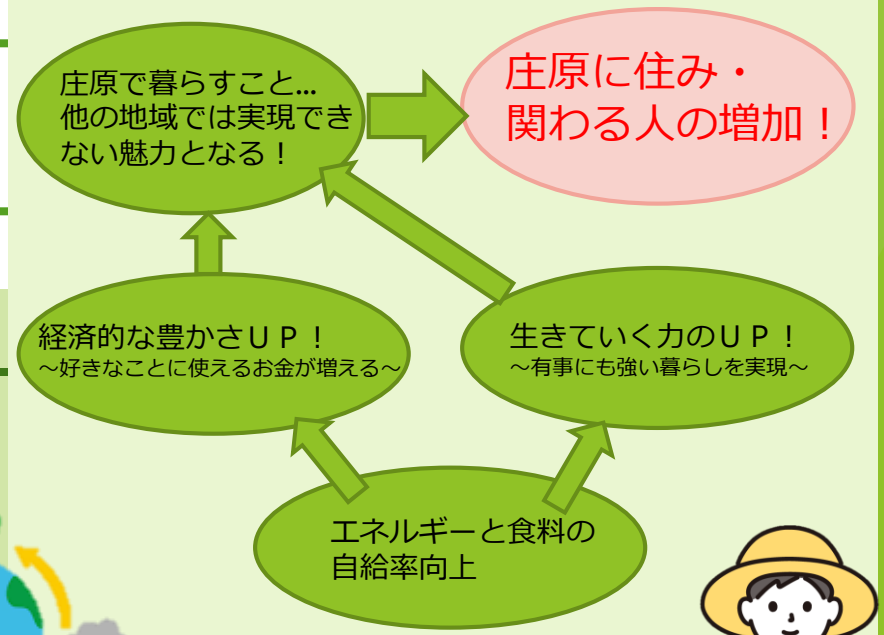
農産物規格外品の地産地消に係る先進地視察

2) 光熱費の低減（900万円）

本市のエネルギー産出資源の可能性調査、エネルギーの自給に向けた
仕組みづくりの基本構想策定、エネルギーの自給率向上先進地視察

916万円

食料とエネルギーの地産地消と生き抜く力と豊かさを実現するイメージ



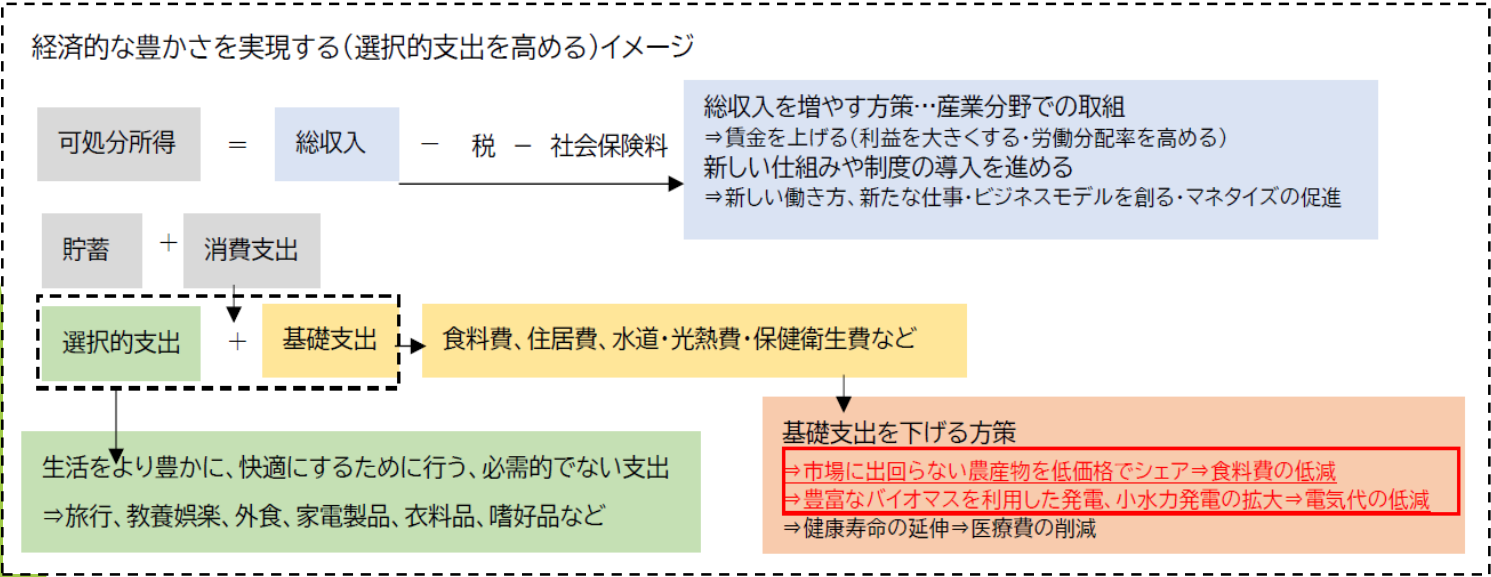
2. 食料とエネルギー自給の推進

～生き抜く力と豊かさを実現する仕組みづくり～

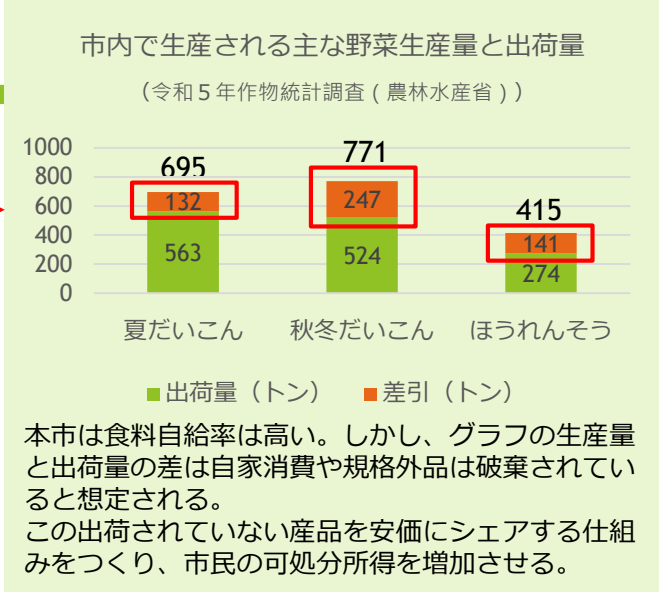
背景・現状・課題

- 本市の再生可能エネルギー自給率は75.5% (県内4位)
- 食料自給率は230.4% (県内3位)
- 市民一人当たりの家計可処分所得は2,424千円と県内市で最下位

市民が経済的な豊かさを実感するためには、総収入を増やすとともに基礎支出を抑え、自らを幸せにするために使えるお金 (選択的支出) を増やす必要があります。



令和6年県林業課調べによると、本市の森林の材積量は2,274.6万㎡。
令和6年の素材生産量は10.8万㎡程度。
⇒森林資源をエネルギー生産に活用できる可能性がある。



再生可能エネルギー自給率			食料自給率		
順位	市町	%	順位	市町	%
1	北広島	117.3	1	世羅	289.4
2	神石高原	88.1	2	北広島	257.3
3	三次	77.2	3	庄原	230.4
4	庄原	75.5	4	神石高原	194.2

表1 NPO 法人環境エネルギー政策研究所「永続地帯 2024 年度報告書」

順位	市町	1人当可処分所得額(円)	順位	市町	1人当可処分所得額(円)
1	広島	2,874	8	府中	2,576
2	呉	2,681	9	三原	2,546
3	福山	2,651	10	東広島	2,529
4	廿日市	2,645	11	竹原	2,524
5	安芸高田	2,589	12	三次	2,519
6	尾道	2,578	13	江田島	2,464
7	大竹	2,577	14	庄原	2,424

表2 令和4年度広島県市町民経済計算

3. 観光の基盤産業化の推進

～観光消費額を増加させる戦略づくり～

観光は（宿泊・交通・飲食・体験・お土産等）すそ野が広い産業です。
さらに農林業等、他の産業とも連携して観光消費額を増加させ、地域外貨
を獲得することで市民の生活を支える産業へと育てます。

取り組み内容

1. 第3期庄原市観光振興計画策定
2. 観光消費額増加のための戦略づくり

1,432万円



令和8年度 事業実施内容

1) 第3期計画策定（330万円）

第3期庄原市観光振興計画策定に係る業務委託

2) 観光消費額増加のための戦略づくり（1,102万円）

市内の関係団体や事業者を巻き込んだ推進体制の構築に係る業務委託

3. 観光の基盤産業化の推進

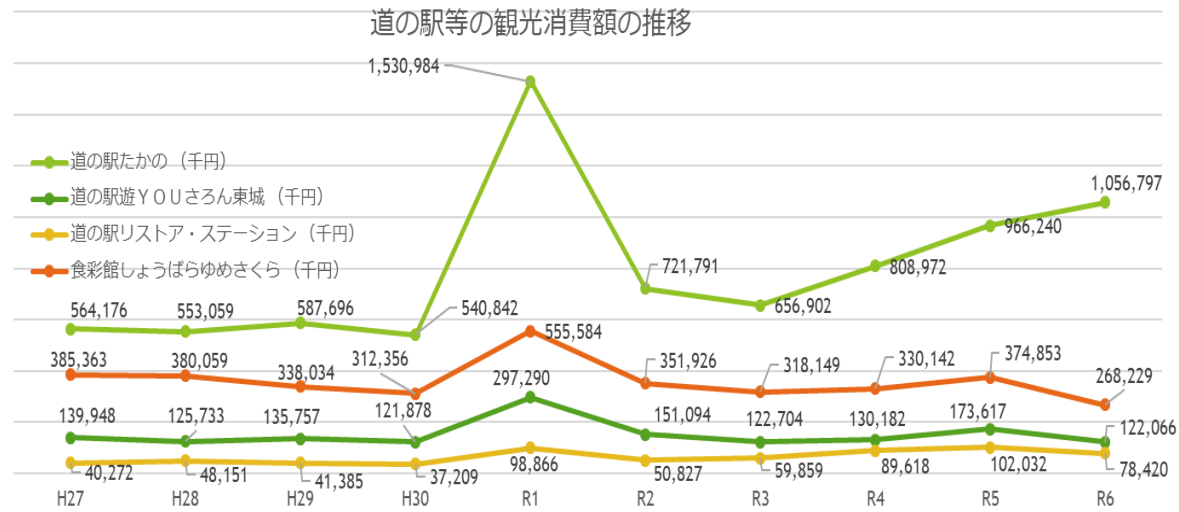
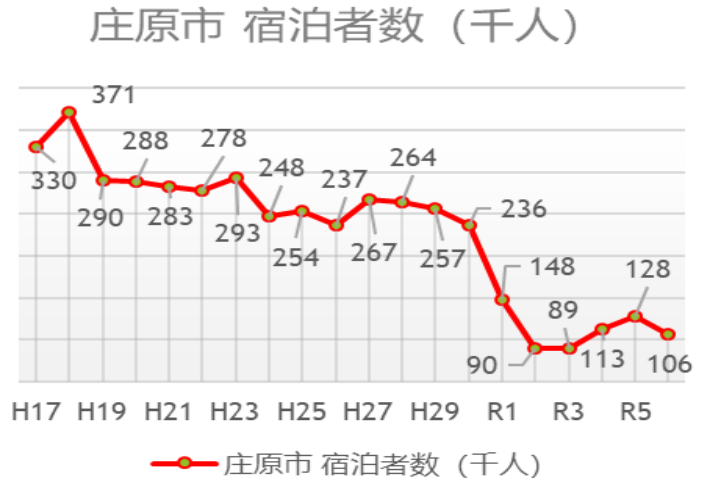
～観光消費額を増加させる戦略づくり～

背景・現状・課題

- 本市の観光客数...209.9万人とコロナ禍から回復基調
- 観光消費額...48.8億円と平成20年の水準まで回復していない
- 宿泊者数...10.6万人と平成18年の37.1万人をピークに減少傾向
- 道の駅等の観光消費額...道の駅たかのは堅調、その他の施設は減少傾向
- 庄原DMOの推進体制に加え、めざすべき姿（第3期観光振興計画策定）と観光消費額増加の具体的な戦略づくり、戦略を推進する連携体制の整備が必要



※令和元年に観光消費額が大幅に増額となっている理由
令和元年から観光消費額の算定に交通費の計上が義務付けられた。そのため、高速道路料金やJR芸備線の運賃を算入した結果、観光消費額は大幅に増加している。



4. 庄原版コンパクト+ネットワークの推進

～人口が減少しても持続可能な“まち”となるよう構造転換を推進～

市全体の暮らしや様々な活動を支え、活力とにぎわいを生み出す中心市街地の都市機能の充実と集約・再配置を推進するとともに、市内のどこに住んでいても中心市街地の機能が享受できるよう、移動手段の再構築を図ります。

併せて、市民の日常生活を支える不可欠な機能を提供する拠点を市内の各地に整備することで、庄原市が将来にわたって持続可能となるまちの構造への転換を実現します。

※庄原版コンパクト+ネットワークとは...

本市は広大な面積で、支所周辺等の生活拠点から中心市街地までの距離が遠いことから生活拠点において、日常生活に必要な機能を維持するとともに、それらをつなぐネットワークを構築することが必要です。

単に1か所に機能を集約するコンパクトシティの考え方とは異なり、住み慣れた地域で安心して暮し続けることができる仕組みづくりを「庄原版コンパクト+ネットワーク」と定義します。

取り組み内容

1. 市域全体を俯瞰したまちの構造転換のためのビジョンの明確化
2. 庄原市全体の将来をけん引する中心市街地の都市機能の充実と集約・再配置
3. 日常生活に不可欠な機能がコンパクトに集約された生活拠点の整備
4. 市民の誰もが中心市街地の機能を享受できる移動手段の再構築

1,000万円



令和8年度 事業実施内容

1) 都市機能の充実、生活サービス等の維持、利便性の向上 (1,000万円)

まちづくりビジョン検討業務委託



4. 庄原版コンパクト＋ネットワークの推進

～人口が減少しても持続可能な“まち”となるよう構造転換を推進～

背景・現状・課題

本市は広大な面積であるとともに人口が少なく、人口密度は全国で8番目に低い市です。
その要因としては、人口減少以外にも課題があり、合併前とまちの構造が大きく変わっていない状況です。

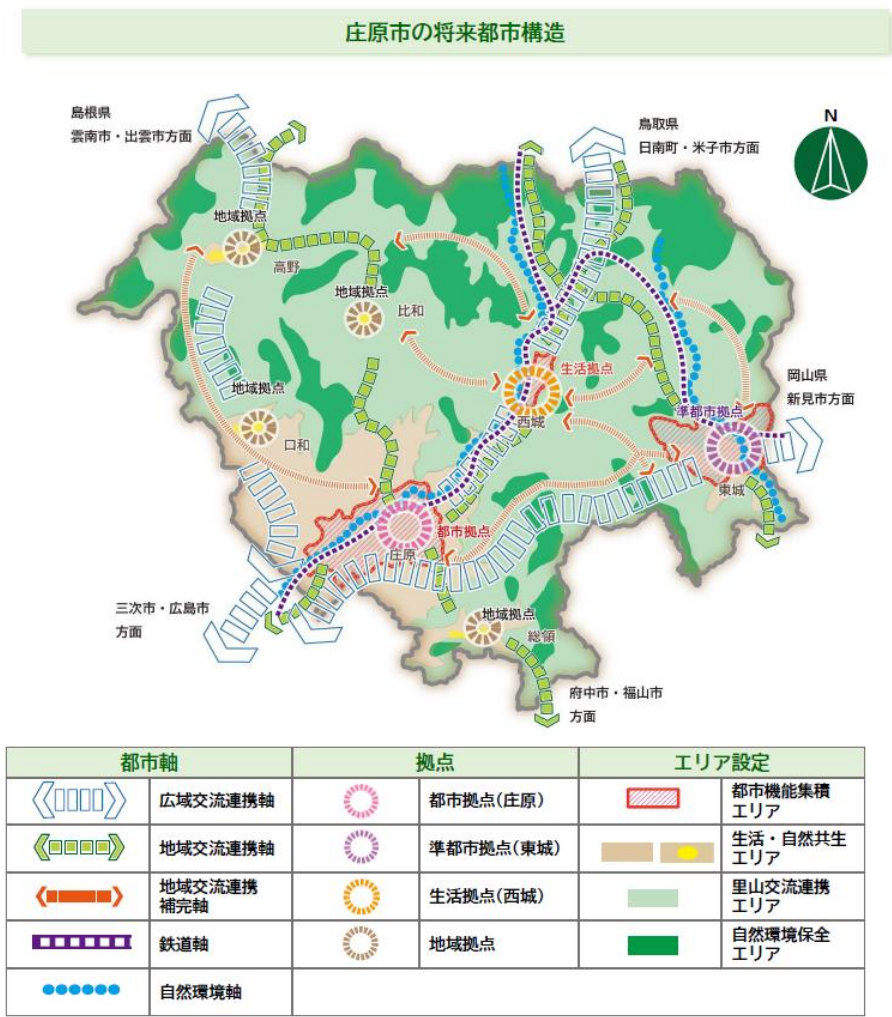
- 人口減少が関係する課題
 - 周辺地域において、日常生活に不可欠な生活サービス機能が失われつつある
 - 中心市街地においても、商業・サービス機能が縮小傾向となっている
- その他の課題
 - 中心市街地と各生活拠点との距離が遠い
 - 中心市街地の空き店舗・空家の利活用が進められていない
 - 都市計画やエリアマネジメントの考え方による取組が不十分なため、公共施設等が分散している
 - 中心市街地の道路整備など、再整備が進んでいない
 - 生活拠点の機能維持について検討が進んでいない



山口県山陽小野田市 Aスクエア
産官学金連携による公共施設・金融機関等の集約・再編事例



鳥取県江府町 パレット奥大山
PPP事業を活用した地域交流拠点施設整備事業



庄原市都市計画マスタープラン抜粋

5. 地域の将来を見据え、子どもの進路実現をかなえる人材育成の推進

～教育環境の充実やキャリア教育等の実施でふるさとへの愛着を形成～

市民の期待に応え、将来を担う人材を育成していくため、児童生徒の教育環境の充実や地域と連携した教育プログラムの実施、地域人材の育成などに取り組むとともに、ふるさとへの愛着形成を目指します。

505万円

取り組み内容

1. 教育環境の充実
2. キャリア教育と地域連携プログラム
3. 保護者支援と情報提供
4. 地域人材育成推進事業



令和8年度 事業実施内容

1) 教育環境の充実 (385万円)

持続的な教育環境の検討、スポーツ推進計画・子供の読書活動推進計画策定、一流のスポーツや芸術にふれあう機会の拡充、市内県立学校の魅力化支援、先進地視察など

2) キャリア教育と地域連携プログラム (120万円)

地元企業や農業団体、観光業などと連携した職場体験・インターシップ事業、市内小・中学校と県立学校・県立広島大学との連携推進など

5. 地域の将来を見据え、子どもの進路実現をかなえる人材育成の推進

～教育環境の充実やキャリア教育等の実施でふるさとへの愛着を形成～

背景・現状・課題

庄原市は豊かな自然と歴史的な文化資源に恵まれた地域である一方、夢や目標を叶えるための高校以降の進路先が少ないことから、進学等を機に若年層が流出するといった状況が続いています。また、希望する仕事の選択肢との関連から、Uターンや移住・定住につながりにくくなっています。

[庄原へ住み続けたい・帰ってきたい：39.6%（令和7年2月・中2調査）]

加えて、人口減少と高齢化の進行による地域連携の希薄化や、活動の担い手不足により、これまで取り組んできた家庭や地域での教育活動の継続が難しくなっています。

